

弟子屈町広報モニター設置要綱

(目的)

第1条 広報でしかが、弟子屈町公式ホームページ等（以下「町広報等」という。）に対する意見、提案等を聴き、わかりやすく、親しまれる町広報等の作成を進めることを目的に、弟子屈町広報モニター（以下「モニター」という。）を置く。

(職務)

第2条 モニターの職務は、次の通りとする。

- (1) 町広報等に対する意見、提案等を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(条件)

第3条 モニターは、町政に関心のある者で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 満20歳以上であること。
- (2) 町内に住所を有すること。
- (3) パソコン、スマートフォン等のインターネットを利用できる機器を有し、ホームページ等を閲覧できること。
- (4) 町議会議員及び町職員でないこと。

(募集)

第4条 モニターは、一般公募とする。ただし、町長が必要と認める場合は、公募以外の方法により選任することができる。

(選考)

第5条 モニターは、応募者の中から居住地、年齢等を考慮し、町長が適当と認める者を選考し、登録するものとする。

(定数及び任期)

第6条 モニターの定数は5人以内とし、登録期間は、登録の日から当該登録の属する年度の末日までとする。ただし、2年を限度として継続することができる。

(禁止事項)

第7条 モニターは、次に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) モニターの登録に関し虚偽の内容を登録する行為
- (3) アンケートに虚偽の内容を回答する行為

(登録の抹消)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、モニターの登録を抹消することができる。

- (1) 前条に規定する行為を行ったとき。
- (2) 第3条の条件を満たさなくなったとき。

- (3) 登録抹消の申し出があったとき。
- (4) 登録された電子メールアドレスに電子メールが到達しないとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、町長が認めたとき。

(報償)

第9条 モニターに対し、その活動実績に応じて予算の定める範囲で報償するものとする。

(費用負担)

第10条 モニターが第2条に規定する職務を行うために要する通信費その他の費用は、当該モニターが負担するものとする。

(結果の公開)

第11条 モニターからの意見、要望その他の事項の調査結果は、町広報等で公開することとし、モニターに関する氏名その他の個人情報公表しないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、モニターに関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年9月14日から施行する。